

議案第二号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十三の項中「、第二十六条第一項、第二十八条第一項及び第三十五条」を削り、「一般販売業、薬種商販売業及び特例販売業に限る」を「配置販売業及び卸売販売業を除く」に改め、同表の六十四の項及び六十五の項中「一般販売業、薬種商販売業及び特例販売業に限る」を「配置販売業及び卸売販売業を除く」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

（提案理由）

薬事法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。